

遊漁船業者登録の手続き

申請や届出に不備があった場合は、受理できません。

その際は返送・修正等により、登録通知書の交付までに時間を要します。

また、虚偽や過怠があったときは、法律により罰せられる場合がありますので、

法律の趣旨を十分にご理解の上、申請や届出を行って下さい。

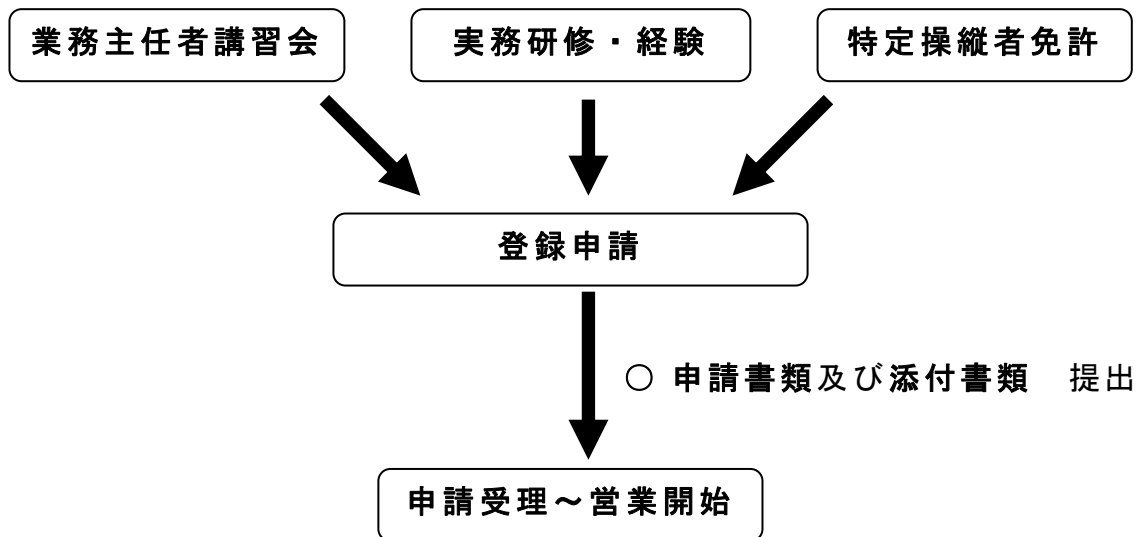
申請、届出等の宛先（必ず郵送でお願いします）

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県庁 漁業管理課 漁場環境係

◆営業開始までの手続き

以下の手続きがすべて完了して初めて、営業が可能になります。



<p>登録通知書の受領</p>	<p>申請書類を確認</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>県から「遊漁船業者登録簿への登録通知書」交付 （*登録番号「福岡県知事第〇〇号」が記入されていますので、ご 確認下さい。）</p> <p><u>通知書は、次回の更新期限を記入してあるので大切に保管してください！</u></p>
<p>標識の掲示</p>	<p>所定様式の標識を作成し、営業所と遊漁船に掲示</p> <p>☆営業所→別記様式第七号を公衆の見やすい場所に ☆遊漁船→別記様式第七号を船内に、 第八号を船外の見やすい場所に</p> <p>（*様式第七号は、登録通知書と同封にて見本をお送り しますが、平成21年4月1日の省令改正により「損害賠償措置の保険期間」の欄が追加されましたので、 保険の更新の都度、変更が必要になります。）</p>
<p>業務規程の提出</p>	<p>法律施行規則第9条（テキスト14頁の①～⑬）の事項を 規定する業務規程を作成する必要があります！</p> <p>☆原本→遊漁船業者の手許に保管 ☆コピー→県に提出</p> <p>参考のため、営業所・遊漁船にもコピーを備え置くことが 望ましいです。業務規程に変更があれば、変更箇所のペー ジのみをコピーして提出してください。</p>

◆営業開始後の手続き

営業開始後は、以下の事項について手続きが必要となります。

登録事項変更の届出	<p>登録事項変更の都度、変更届出書（別記様式第五号）と添付書類を<u>30日以内</u>に県に提出して下さい！ （登録事項とは、法律第4条第1項各号に掲げる事項のことです。法律施行規則第七条に基づく添付書類は、以下のとおりです。）</p> <p>① 遊漁船業者の氏名又は名称（又は法人の代表者）、住所 →住民票抄本等（法人の場合は登記簿謄本）</p> <p>② 営業所の名称又は所在地（商業登記変更を要する場合のみ） →登記簿謄本</p> <p>③ 法人の役員 →登記簿謄本、新役員の住民票抄本等、誓約書（様式第二号）</p> <p>④ 未成年の法定代理人の氏名及び住所 →新代理人の住民票抄本等、誓約書（様式第二号）</p> <p>⑤ 業務主任者 →新主任者の住民票抄本等、実務経験証明書（様式第三号）、小型船舶操縦士免許証の写し、遊漁船業務主任者講習会修了証明書の写し</p> <p>⑥ 遊漁船 →船舶検査証書の写し、損害賠償の支払い能力を証する書面</p> <p>⑦ 損害賠償保険の内容（<u>保険の更新も含む</u>） →損害賠償の支払い能力を証する書面、船舶検査証書の写し</p>
------------------	--

<p>更新登録の申請</p>	<p>☆登録の有効期間は<u>5年間</u>です！ (登録の有効期限は登録通知書に記載)</p> <p><u>5年毎に更新を受けなければ、期間の経過によって、効力を失います。</u></p> <p>引き続き営業をする方は、有効期間満了の30日前までに、忘れずに手続きをしてください！</p> <p>申請要領や添付書類 → 新規登録と同じ 更新手数料 → ￥12,000</p> <p>(業務規程については変更がなければ、更新の際に改めて届け出る必要はありませんが、内容等に変更がないかを再度確認してください。)</p>
<p>廃業の届出</p>	<p>以下のような場合は廃業届出書（別記様式第六号）を30日以内に県に提出して下さい。</p> <p>①遊漁船業を廃止した場合、 ②登録を受けた本人が死亡 ③法人が解散・消滅</p> <p>この届出は、法律第九条に定められた人が行って下さい。</p>